

# 青森県報

第三千六百九十号

平成二十五年  
五月十三日  
(月曜日)

## 目次

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課)……………一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同)……………二

身体障害者福祉法による医師の指定……………(同)……………二

家畜伝染病の発生……………(畜産課)……………二

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)……………二

## 公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(財産管理課)……………三

建設業者の許可の取消し……………(三八地域(県民)局)……………三

右 同……………(同)……………四

右 同……………(同)……………四

## 告

## 示

青森県告示第三百九十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人八甲田会	十和田市大字相 坂字高清水七 八の二三二	通所介護	デイサービ スセンター 八甲荘	十和田市大字相 坂字高清水七 八の二三二	平成 二五 年 五 月 一

青森県告示第四百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次  
のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法百十五条の十第一号  
の規定により公示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人八甲田会	十和田市大字相 坂字高清水七 八の二三二	通所介護	デイサービ スセンター 八甲荘	十和田市大字相 坂字高清水七 八の二三二	平成 二五 年 五 月 一

青森県告示第四百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第  
百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行  
う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人ハツビエール	自立訓練(生活訓練)	りんごっこ	りんごっこ	八戸市吹上二丁目一五の二五	平成二五・五一
特定非営利活動法人ハツビエール	就労移行支援	りんごっこ	りんごっこ	八戸市吹上二丁目一五の二五	"

青森県告示第四百二二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二二二号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションぬくもり	上北郡おいらせ町上前田二二の一	平成二五・四・一

青森県告示第四百二二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	名称	所在地	診療科目	指定年月日
諸橋 一	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器外科(直腸機能障害、小腸機能障害)	平成二五・四・一
諸橋 一	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	消化器外科(ぼうこう機能障害)	二五・五・一

青森県告示第四百四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	下北郡東通村	平成二五・四・一九
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡東北町	二五・四・三

青森県告示第四百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、七戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十五年四月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

七戸町

二 都市計画事業の種類

七戸都市計画下水道事業（七戸町公共下水道）

三 事業施行期間

平成七年十月十八日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十九年六月十一日青森県告示第四百六十二号）の事業地のとおり変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十九年六月十一日青森県告示第四百六十二号）の事業地のうち、七戸町字天王及び字上町野地内において事業地を変更する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

県庁舎等清掃作業委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部財産管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社サンメンテナス

大阪府大阪市中央区常盤町二丁目二の五

六 契約金額

三千九十五万四千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十五年二月六日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大友電気

二 代表者の氏名 大友 寿文

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字市川道十文字八の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三八八〇号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 谷内建築

二 氏名 谷内 與四郎

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字勸吉二五の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七〇〇八号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ノザワ

二 代表者の氏名 野沢 博克

三 主たる営業所の所在地 八戸市西白山台六丁目九の四五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第九二七四号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭